

和牛遺伝資源二法

— 和牛精液等の流通管理の徹底と知的財産的価値の保護に向けて —

天野 英二郎

(農林水産委員会調査室)

《要旨》

平成30年に起きた和牛の精液・受精卵の不正輸出事件を契機として、和牛の精液・受精卵の不正な流通を防止し、その知的財産としての価値を保護すべきとの声が高まり、令和2年3月(第201回国会)に対応策を盛り込んだ二法案が提出された。和牛遺伝資源の流通管理を厳格化する家畜改良増殖法改正案と不正競争防止の枠組みで行為規制により知的財産的価値を保護する家畜遺伝資源不正競争防止法案である。

国会での議論では、家畜人工授精用精液・家畜受精卵の流通の制限、関係者に課された努力義務の趣旨と新たな負担への支援、家畜遺伝資源を不正競争の仕組みで保護する理由、和牛遺伝資源の海外流出の防止措置、家畜遺伝資源に係る契約の内容と普及に向けた取組等が論点となった¹。

和牛遺伝資源二法の成立後にも不正流通が新たに発覚しており、二法の施行後の効果的な運用が注視される。

1. 法案提出に至る経緯

(1) 和牛の精液・受精卵の不正輸出事件の発生

平成30年6月、和牛の精液・受精卵(以下「和牛遺伝資源」という。)を家畜防疫官²の検査等や税関長の許可を受けず、中国に輸出しようとする事件が起きた。和牛遺伝資源は、日本が輸出に必要な衛生・検疫条件の取決めを行っている相手国はなく、動物の輸出に必

¹ 本稿では、①和牛遺伝資源、②家畜人工授精用精液・家畜受精卵、③家畜遺伝資源という三つの用語を使用している。②は家畜改良増殖法の一部を改正する法律案において、③は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案において使われている用語であり、法制度を説明する場合に使用している。内容については、後掲脚注8及び脚注11を参照。①はそれらを含め和牛の精液・受精卵等の遺伝資源全般を意味する場合に使用している。

² 家畜防疫官(家畜伝染病予防法第53条に規定)は、動物検疫所(主要な空港内には支所・出張所が置かれている。)において、生きた動物、精液・受精卵、畜産物等の輸出入検査等の業務に従事している。

要とされる「家畜伝染病予防法」（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく輸出検査も受けられない状況であったため、非合法的に輸出しようとしたものであった³。

和牛は家畜改良機関や生産者の長年の努力により改良されてきた我が国固有の財産である⁴。過去、和牛の生体や精液が米国へ輸出されていた時期もあったが⁵、その後は和牛遺伝資源が海外へ不正流出することを防ぐための取組が進められてきた⁶。しかし、この事件を受け、改めて和牛遺伝資源の不正な流通を防止し、知的財産として保護すべきとの声が高まった。

このうち、不正な流通の防止については、「家畜改良増殖法」（昭和 25 年法律第 209 号）が、不良な精液・受精卵の生産・流通・利用を防ぎ、精液・受精卵の品質保持等を図ることを目的としており、海外への不正流出を阻止できないため、より効果的な規制が必要との指摘である。

一方、知的財産としての保護については、家畜品種には、植物品種のように保護を図る国内法（「種苗法」（平成 10 年法律第 83 号））と国際法（UPOV 条約⁷）がないため、その知的財産的価値を保護するための仕組みの構築が必要との指摘である。

（２）和牛遺伝資源の流通管理の適正化と知的財産的価値の保護強化の検討

平成 31 年 2 月、農林水産省に「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」が設置された。同検討会は、和牛遺伝資源の流通管理の適正化について検討を行い、令和元年 7 月、「和牛遺伝資源の流通管理のあり方について（中間とりまとめ）」を公表した。中間とりまとめでは、和牛遺伝資源の流通管理を徹底するため、①現行の各種規制の周知徹底、②流通管理履歴に関する帳簿等への記録・保管の義務化、③国・都道府県が受精卵の生産情報等を定期的に確認する仕組み、④和牛遺伝資源の基本的情報について保管容器への表示の義務化、⑤各地域における流通管理の仕組みの構築等、所要の見直しの検討を求めた。

また、令和元年 10 月、検討会の下に「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会」が設置された。同専門部会は、和牛遺伝資源の知的財産的価値について検討

³ 大阪地方裁判所判決<https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/832/088832_hanrei.pdf>、<https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/207/089207_hanrei.pdf>（令 2.8.26 最終アクセス）

⁴ 和牛とは、①黒毛和種、②褐（あか）毛和種、③無角和種、④日本短角種とそれらの交雑種をいう。明治時代に在来種と外国種を交配して改良され、その後、日本固有の肉用種に認定された（①～③は昭和 19 年、④は昭和 32 年）。

⁵ 平成 3 年に米国と衛生・検疫条件で合意し輸出が解禁された。しかし、11 年に生産者団体の輸出自粛が始まり、12 年に日本で口蹄疫が発生して衛生・検疫条件が停止したため、輸出は行われなくなった。この間、少なくとも和牛の生体 247 頭、精液 1 万 3,000 本が米国へ輸出され、これらを基に肉用牛（WAGYU）が生産された。また、米国から輸出された精液・受精卵を基に豪州等でも WAGYU が生産された。これらの WAGYU は海外市場で流通している。なお、WAGYU は、米国において純粋種約 5,000 頭、交雑種約 9 万頭、豪州において純粋種約 3 万 6,000 頭、交雑種約 40 万頭存在すると推定されている（農林水産省「和牛遺伝資源をめぐる状況」（平成 31 年 2 月 15 日））。

⁶ 平成 18 年 4 月、農林水産省に「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」が設置された。同検討会は、8 月に「中間取りまとめ」を公表した。中間取りまとめでは、和牛遺伝資源をめぐる課題に対し、①和牛の遺伝子特許等の戦略的取得、②精液の流通管理の徹底、③「和牛」表示の厳格化、④和牛の改良・生産体制の強化等の取組を進めていくとした。これに基づく取組が進められたが、中間取りまとめは法整備までは求めなかったことから、法改正又は新法制定は行われなかった。

⁷ 正式名称は「植物の新品種の保護に関する国際条約」である。

を行い、令和2年1月、「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護の在り方について（中間とりまとめ）」を公表した。中間とりまとめでは、優良な家畜の遺伝資源は知的財産的価値を有し特別の保護が必要とし、保護の手法について、契約による保護では第三者に効果が及ばないため、それに対応するための法的措置が必要であるとして、不正取得等を規制する行為規制手法を活用した新たな仕組みの創設が適切であるとした。また、不正行為に対して、被害を受けた者又はそのおそれがある者に差止請求権を認めること、特に違法性の高い行為類型に絞って刑事罰を取り入れることが適切であるとした。

政府は、二つの中間とりまとめを受けて検討を行った結果、令和2年3月3日、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律案」（以下「家畜改良増殖法改正案」という。）及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案」（以下「家畜遺伝資源不正競争防止法案」という。また、両法律案を合わせて「和牛遺伝資源二法案」という。）を閣議決定し、同日、第201回国会（常会）に提出した。

2. 和牛遺伝資源二法案の概要

家畜改良増殖法改正案は、家畜人工授精用精液・家畜受精卵⁸について家畜人工授精所⁹等以外の場所で保存を禁止する等、その流通に関する規制を強化するほか、「特定家畜人工授精用精液等」¹⁰を封入した容器への表示や、譲渡等に関する記録を義務付ける等、その管理に関する規制を強化するものである（図表1）。

家畜遺伝資源不正競争防止法案は、「家畜遺伝資源」¹¹について、不正な取得等の行為を不正競争と定めるとともに、不正競争により営業上の利益を侵害された事業者を救済するための差止請求・損害賠償請求や、悪質な不正競争に対する罰則等を規定し、その知的財産的価値の保護を図るものである（図表2）。

⁸ 家畜人工授精用精液とは、家畜人工授精（家畜改良増殖法第3条第2項）に用いる精液であり、家畜受精卵とは、家畜体内受精卵移植（第4項）又は家畜体外受精卵移植（第5項）に用いる受精卵である。

⁹ 獣医師又は家畜人工授精師が、家畜人工授精用精液の採取・処理や、家畜受精卵の処理を行うことができる施設である（家畜改良増殖法第12条）。令和2年1月時点において全国で2,112か所である（第201回国会衆議院農林水産委員会議録第10号5頁（令2.3.31））。なお、家畜人工授精師とは、都道府県知事の免許を受け、家畜人工授精等の業務を行うことができる者である（同法第11条、第11条の2、第16条）。

¹⁰ 高い経済的価値を有するなど、特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液・家畜受精卵のことであり、農林水産大臣が指定できることとしている（改正後の家畜改良増殖法第32条の2第1項）。具体的には、「和牛を想定している」旨の答弁がなされている（第201回国会衆議院農林水産委員会議録第10号21頁（令2.3.31））。

¹¹ あらかじめ契約によって使用する範囲・目的を定めた特定家畜人工授精用精液等である（家畜遺伝資源不正競争防止法第2条第1項）。脚注10参照。

図表 1 家畜改良増殖法改正案の概要

背景

- 長年の改良により付加価値の高まった家畜人工授精用精液・受精卵について、不適正な流通が横行しかねず、我が国畜産の振興に重大な影響を与えるおそれ。
- 家畜の改良増殖を継続的・効果的に促進する観点から、家畜人工授精用精液・受精卵の適正な生産・流通・利用を確保する必要。

改正の概要

1. 安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化等

家畜人工授精用精液・受精卵の取扱いに関する規制が今日の生産・流通・利用の実態に対応したものとなるよう現行の規制を見直し、以下の措置を講ずる。

- 家畜人工授精所における家畜人工授精用精液・受精卵に係る業務状況の定期報告(第34条第3項)
- 家畜人工授精所以外の場所での家畜人工授精用精液・受精卵の保存禁止(第12条第2項)
- 家畜人工授精所で保存していない家畜人工授精用精液・受精卵の譲渡禁止(第14条第3項)
- 家畜人工授精師の免許に係る欠格事由の厳格化(第17条) 等

2. 特に適正な流通の確保を必要とする家畜人工授精用精液・受精卵に係る措置

家畜人工授精用精液・受精卵のうち経済的価値が高いなどその適正な流通の確保が特に必要なものを「**特定家畜人工授精用精液等**」(※)として農林水産大臣が指定(第32条の2)した上で、以下の措置を講ずる。(※)和牛の家畜人工授精用精液等を想定。

【印字により表示を付したストロー】

- 特定家畜人工授精用精液等について
 - － 封入する容器(ストロー)への種畜の名称等の表示義務(第32条の4)
 - － 譲渡等(在庫管理)を記録する帳簿の作成・保存の義務(第32条の5)
- 家畜人工授精所・生産者に対する農林水産大臣による報告徴収(第34条第1項) 等



3. 家畜人工授精等に関する規制違反に対する抑止力の強化

- 行政命令の新設
 - 特定家畜人工授精用精液等に係る規制違反に対する農林水産大臣の是正命令(第32条の6)
 - 不適正流通の場合の農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令(第35条の4)
 - 新たな規制措置に対する違反への罰則を措置し、罰金を引き上げ
 - 家畜人工授精用精液等の譲渡制限違反(第38条第1号)
 - 農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令違反(第38条第5号)
- ※ 更に、上記の法人両罰(第40条)を措置

施行期日

公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日

(出所) 農林水産省資料

図表2 家畜遺伝資源不正競争防止法案の概要

背景

- 長年の改良により付加価値の高まった家畜遺伝資源は、知的財産としての価値を有する。
- 家畜遺伝資源は容易に拡大再生産が可能であり、不正取得等の成果冒用行為により、我が国畜産の振興に重大な影響を与えるおそれ。
- 家畜遺伝資源に係る事業者間の利益の保護や公正な競争を確保する観点から、不正競争に対する差止請求等の救済措置や刑事罰をもって対応する必要。

※本法案と「家畜改良増殖法の一部を改正する法律案」（改正法）は、家畜遺伝資源（家畜人工授精用精液等）の不適切な流通等を防止するという趣旨が一致。

※改正法において、特定家畜人工授精用精液等に関する規制を強化し、適正な流通を確保することにより、本法案による特定家畜人工授精用精液等に係る不正競争への差止請求等が実効的となる。また、本法案により精液等の知的財産的価値がさらに高まることを前提に、改正法で和牛など経済的価値が高く適正な流通の確保が特に必要なものを特定家畜人工授精用精液等として指定。

法案の概要

1. 不正競争行為の定義

家畜遺伝資源に対する以下の成果冒用行為を不正競争として類型化。（第2条第3項）

〔（※）改正法第32条の2で指定される特定家畜人工授精用精液等で
契約その他により使用者・使用目的に関する制限を明示したもの〕

- ① 詐欺等による家畜遺伝資源の取得又は管理の委託を受けた家畜遺伝資源の領得（第1号）
 - ② ①により取得した家畜遺伝資源の使用、譲渡等（第2号）
 - ③ ①につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等（第3号）
 - ④ 図利加害目的で行う契約上の制限を超えた使用、譲渡等（第4号）
 - ⑤ ④の譲渡につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等（第5号）
 - ⑥ ②から⑤までの使用行為により生じた派生物（家畜又は受精卵）の使用、譲渡等（第6号、第7号、第10号、第11号）
 - ⑦ ⑥の使用行為により生じた二次的な派生物（家畜、精液又は受精卵）の譲渡等（第8号、第9号、第12号、第13号）
- 等

2. 民事上の救済措置の整備

家畜遺伝資源に対する不正競争への民事的な救済措置として、以下の措置を整備。

- 差止請求
 - － 不正競争により営業上の利益を侵害され、又は侵害のおそれがある生産事業者による、侵害の停止又は予防の請求を可能とする差止請求を規定（第3条）
 - 損害賠償請求、信用回復措置
 - － 不正競争を行った侵害者に対する損害賠償請求（第4条）や信用回復措置（第15条）を規定
 - 民事訴訟手続の特例規定
 - － 損害賠償請求訴訟に関する損害額の推定（第5条）や裁判所による書類提出命令（第8条）等の規定を整備
- 等

3. 刑事罰による抑止

家畜遺伝資源に対する不正競争への抑止力強化のため、罰則を導入。（第18条、第19条）

- 図利加害目的を持った以下の違法行為
 - ① 詐欺等の違法な手段による取得、領得、使用、譲渡等（第18条第1項第1号～第3号）
 - ② 悪意の転得者による使用・譲渡等（第18条第1項第4号、第5号）
 - ③ ①又は②の使用行為により生じた派生物（家畜又は受精卵）の使用・譲渡等（第18条第1項第6号、第8号）
 - ④ ③の違法使用により生じた二次的な派生物（家畜、精液又は受精卵）の譲渡等（第18条第1項第7号、第9号）
- ※ 上記のほか、違法行為に対する法人両罰（第19条）

施行期日

公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日

（出所）農林水産省資料

3. 国会における主な議論

(1) 家畜改良増殖法改正案関係

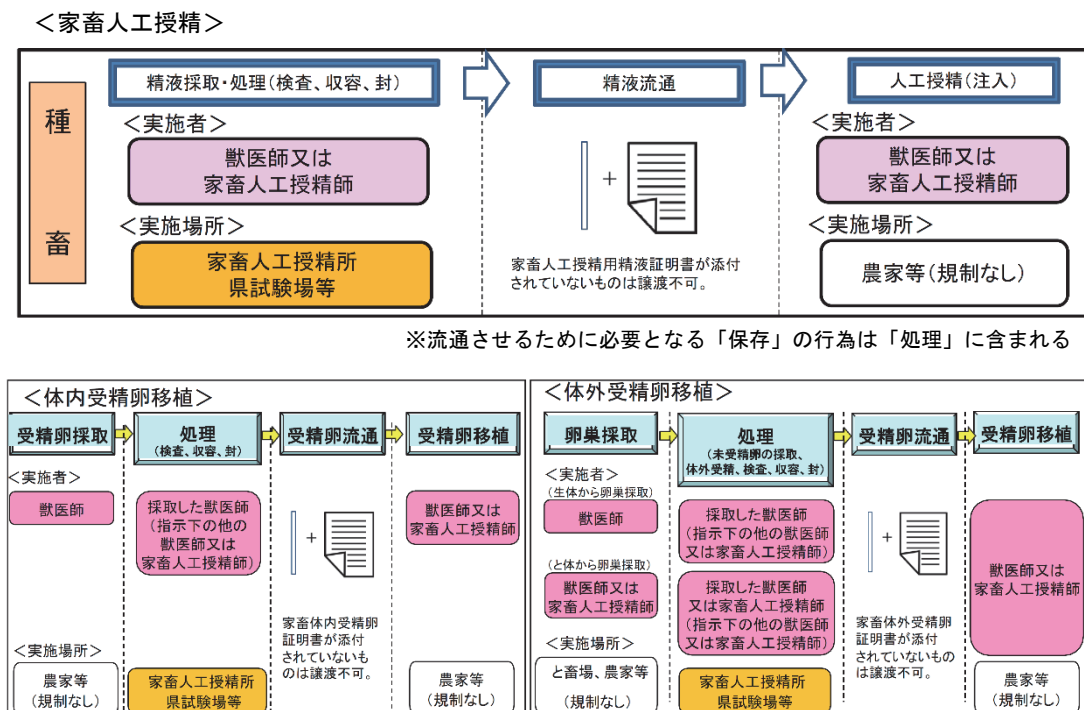
ア 家畜人工授精用精液・家畜受精卵の流通の制限

現行の家畜改良増殖法は、家畜人工授精所以外の場所において、家畜人工授精用精液の採取・処理、家畜未受精卵の採取、家畜受精卵の処理等を禁じているが、採取頻度が低い雄の家畜人工授精用精液や、畜産農家が自ら飼養する雄の家畜人工授精用精液により人工授精する場合は除外されている。また、家畜人工授精用精液・家畜受精卵の保存は、法律上の規定はないものの、処理に含まれるとする運用が行われている（図表3）。

家畜改良増殖法改正案では、家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液・家畜受精卵の保存を禁じるとともに、家畜人工授精所等で保存していない家畜人工授精用精液・家畜受精卵の譲渡等を禁じる規定を設けている。この背景としては、畜産農家の中には、家畜人工授精後の余った精液を保管し、家畜人工授精所の開設をせず仲間うちで譲渡・売買する違法事例が見られるため、その精液が悪意を持つブローカーの手に渡る可能性も否定できないことがあった¹²。

そこで、家畜改良増殖法改正案に前段の規定を設けた理由について、江藤農林水産大臣は、保管・管理の強化のため法律上の縛りをかけるとともに、それによって畜産農家の意識が変わることを期待している旨を答弁している¹³。

図表3 家畜人工授精及び家畜受精卵移植のスキーム



(出所) 農林水産省「和牛遺伝資源をめぐる状況」(平31.2.15)に一部加筆

¹² 第201回国会衆議院農林水産委員会議録第10号5頁(令2.3.31)

¹³ 同上

イ 関係者に課された努力義務の趣旨と新たな負担への支援

家畜改良増殖法改正案では、関係者（種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者等）に対し、国・都道府県が行う家畜の改良増殖の促進に必要な施策に協力しなければならないと規定している。

そこで、この規定が設けられた趣旨について、政府は、家畜の改良増殖に関する技術の普及等の状況に鑑み、現場で業務を行う関係者の役割が一層重要となっており、法律に位置付けた旨を答弁している¹⁴。なお、「家畜の改良増殖の促進に必要な施策への協力」とは、家畜の遺伝的能力評価等の施策や、遺伝的多様性の確保等への協力を想定しており、民間の家畜改良事業者の自由な改良の権利を阻害するものではない旨を答弁している¹⁵。

また、家畜改良増殖法改正案では、家畜人工授精所の開設者に対し、特定家畜人工授精用精液等の譲渡等について帳簿に記録し保管することや、獣医師又は家畜人工授精師に対し、特定家畜人工授精用精液等を収めた容器（ストロー）に種畜の名称等を表示すること等、新たな義務を課している。

そこで、前段の家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師等の負担を軽減するための支援について、政府は、帳簿を電子的に管理するシステム構築への補助、ストローへ種畜の名称等を表示するのに必要な印刷機等の導入への補助等を、独立行政法人農畜産業振興機構（ALIC）の補助事業で実施する旨を答弁している¹⁶。

ウ 和牛の血統矛盾事案への対応

令和2年3月、複数の県で血統矛盾事案が発生していたとの報道があった¹⁷。これは、我が国固有の財産である和牛への信頼を損ねかねない事態であった。

そこで、家畜改良増殖法改正案による再発防止の効果について、江藤農林水産大臣は、ストローへの表示や、業務状況の報告の義務化に加え、家畜人工授精師の免許を与えない・取り消すという欠格条項が抑止になると考えている旨を答弁している¹⁸。

（2）家畜遺伝資源不正競争防止法案関係

ア 法案の枠組み

家畜遺伝資源不正競争防止法案では、「家畜遺伝資源」について、種苗法における育成者権¹⁹のように知的財産権の対象とする仕組みを採っていない。

そこで、この理由について、政府は、家畜は、植物のような、同一世代で特徴が十分均一である性質（均一性）、何世代増殖しても特性が安定している性質（安定性）が見られないことに加え、外国における権利保護を担保する国際条約がないため、行為規制に

¹⁴ 第201回国会衆議院農林水産委員会議録第10号26頁（令2.3.31）

¹⁵ 同上

¹⁶ 第201回国会衆議院農林水産委員会議録第9号3頁（令2.3.25）

¹⁷ 平成31年4月に宮城県、令和2年3月に沖縄県及び山口県において、生産された和牛の血統登録と遺伝子検査の結果に不一致があることが判明した（『日本農業新聞』（令2.3.13））。

¹⁸ 第201回国会参議院農林水産委員会議録第10号17、18頁（令2.4.14）

¹⁹ 育成者権とは、植物の新品種を育成し、国に登録した者に与えられる知的財産権である。育成者は、登録された新品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占することができる。

よる仕組みとした旨を答弁している²⁰。

また、家畜遺伝資源不正競争防止法案は、「不正競争防止法」(平成5年法律第47号)における「限定提供データの不正取得等」の考え方を参考にして構築されている。

そこで、その理由について、政府は次のように答弁している²¹。すなわち、限定提供データの不正取得等とは、秘密に当たらない情報を集積したデータを、限られた者に提供している中で、それ以外の者がこのデータを不正取得する行為である。不正競争防止法では、このような行為を不正競争として、差止等の救済措置の規定を設けている。一方、多くの畜産農家に配付される和牛遺伝資源についても、使用する者を国内に限定しているため、家畜遺伝資源不正競争防止法案では、限定提供データの不正取得等と同様の仕組みを構築することにより、「家畜遺伝資源」の知的財産的価値を保護している。

イ 和牛遺伝資源の海外流出の防止

和牛遺伝資源二法案は、平成30年に起きた和牛遺伝資源の中国への不正輸出事件を契機として、和牛遺伝資源の海外流出をいかに防止するかを検討する中で生まれたものである。

そこで、和牛遺伝資源の海外流出を防止するための措置について、伊東農林水産副大臣は、家畜改良増殖法改正案による措置とともに、精液等の利用を国内に限定する旨を明示した契約を全国に普及した上で、家畜遺伝資源不正競争防止法案により、契約に違反して譲り渡しを行った畜産農家や、これを譲り受けたブローカーに対して、差止請求を可能とする措置によって再発防止を図っていく旨を答弁している²²。

仮に「家畜遺伝資源」が海外へ不正輸出されたとき、不正輸出を行った者が海外にとどまるケースや、不正輸出された「家畜遺伝資源」が海外の第三者に譲渡され使用されるケースを想定することができる。

そこで、このようなケースに対して、家畜遺伝資源不正競争防止法案が実効性を持つことができるかについて、江藤農林水産大臣は、海外にとどまった者や海外の第三者に対し、法の適用は可能であるとする一方、法を執行して引渡しを求めることは実質的に難しいことを踏まえ、生産現場の関係者に対し、将来の利益を失ってしまうという自覚を持ってもらうことが大切であり、そのための啓発活動を行う旨を答弁している²³。

ウ G A T T²⁴との整合性

家畜遺伝資源不正競争防止法案では、「家畜遺伝資源」の海外への流出防止を図る上で、法律で一律に輸出禁止とする措置を講じていない。

政府は、この理由について、次のように答弁している²⁵。輸出を規制する措置は、G A T Tにおいて、例外を除いて原則廃止されている。その例外とは、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置と、有限天然資源の保存に関する措置である。

²⁰ 第201回国会衆議院農林水産委員会議録第9号4頁(令2.3.25)

²¹ 第201回国会衆議院農林水産委員会議録第9号7頁(令2.3.25)

²² 第201回国会衆議院農林水産委員会議録第9号2頁(令2.3.25)

²³ 第201回国会衆議院農林水産委員会議録第10号11頁(令2.3.31)

²⁴ 正式名称は「関税及び貿易に関する一般協定」である。

²⁵ 第201回国会衆議院農林水産委員会議録第9号4頁(令2.3.25)

「家畜遺伝資源」はこれらの例外に該当せず、その輸出禁止はG A T Tに整合的な規制措置とならない。このため、家畜遺伝資源不正競争防止法案では、「家畜遺伝資源」の知的財産的価値に着目し、不正競争防止の仕組みにより、契約に反して輸出しようとした場合に、差止請求を可能とする仕組みとした。

エ 関税法の規定との関係

「関税法」(昭和29年法律第61号)は、特許権、育成者権等を侵害する物品や、不正競争防止法が掲げる一部の不正競争行為を組成する物品について、輸出してはならない貨物と規定している。しかし、家畜遺伝資源不正競争防止法案では、当該貨物に「家畜遺伝資源」を追加するための関税法改正は含まれていない。

そこで、関税法の規定に追加しない理由について、政府は、税関が水際での取締りを執行可能とするためには、「家畜遺伝資源」が不正に取得されたものであるか否かについて、直ちに外観上識別することは困難であることから、これを迅速かつ適正に判断するための仕組みが構築される必要がある旨を答弁している²⁶。

オ 利用許諾契約の内容と普及に向けた取組

家畜遺伝資源不正競争防止法案により、「家畜遺伝資源」の知的財産的価値を保護し、不正流通を抑止するためには、利用許諾契約の普及が前提となる。

そこで、義務ではない契約の普及を図る方策について、政府は、ひな形を提示するとともに、種雄牛を有する県など17県において既に契約を締結していること、家畜改良事業団など種雄牛の造成を行う民間の3団体において令和2年4月から約款の形で契約を結ぶ取組が進められていること等を踏まえ、このような取組を促進することにより契約の普及を図っていく旨を答弁している²⁷。

また、この契約のひな形に記載が想定される、使用する者の範囲、使用する目的等について、政府は、不正な海外流出を防止する観点から、海外で使わないという契約、第三者に譲渡した場合の同様な契約の締結が不可欠である旨を答弁している²⁸。

カ 損害賠償請求の効果

家畜遺伝資源不正競争防止法案では、損害賠償請求における損害額の推定の規定がある。

そこで、損害賠償請求において想定される損害額について、政府は、例えば1本当たり1万円の精液が入ったストローが不正取得され、それを使用して生産された牛から、1万本の精液が生産され譲渡された場合、1万円×1万本で1億円という損害額になる旨を答弁している²⁹。

さらに、不正取得した精液を使用して生産した牛の販売により利益を得た場合、その利益の金額も損害額として推定できるとしている³⁰。

²⁶ 第201回国会衆議院農林水産委員会議録第10号10頁(令2.3.31)

²⁷ 第201回国会参議院農林水産委員会議録第10号12頁(令2.4.14)

²⁸ 第201回国会参議院農林水産委員会議録第10号24頁(令2.4.14)

²⁹ 第201回国会衆議院農林水産委員会議録第9号8頁(令2.3.25)

³⁰ 同上

4. おわりに

和牛は、冒頭で述べたように、関係者の長年の改良努力によって生まれた我が国固有の財産であり、和牛肉は、農林水産物の輸出促進を図る上で非常に大切な物品である³¹。和牛遺伝資源が流出すれば、容易に増殖が行われてしまうおそれがあり、海外の牛肉市場を失いかねない。そのため、和牛遺伝資源二法による措置が、和牛遺伝資源の知的財産的価値を保護し、海外への流出防止を図る上で、大いに抑止力となることが期待される。

また、現場の関係者が危機感を共有し、不正な取得、譲渡等に関与しないとする意識を強く持つよう、国・都道府県が一層の周知に努めていく必要がある。

しかし、それでも不正輸出を図ろうとする者が出てこないとは断言できない。最後の砦として、動物検疫所（家畜防疫官）と税関（税関長）の連携による水際検疫を一層強化し、不正輸出の未然防止に努めることが求められる。

令和2年7月、宮崎県の種雄牛の精液（県内での使用に限定）が7道県に流出した事案が報じられた³²。和牛遺伝資源二法は、本稿執筆時点（同8月26日）において施行前であるが、同様の事案の発生を防ぐため、施行後の効果的な運用が注視されるところである。

（あまの えいじろう）

³¹ 令和元年の和牛肉を含む牛肉の輸出額は297億円であり、農林水産物の輸出金額の中で第6位である。

³² 宮崎県の家畜人工授精師が、平成28年～30年に、県の種雄牛の精液を、精液証明書を添付せず県内の別の家畜人工授精師に譲渡し（家畜改良増殖法違反）、そこから他の7道県の家畜人工授精師の手に渡ったとされる事案である。宮崎県は、家畜改良増殖法に基づき、関係する家畜人工授精師を3か月～1年の業務停止処分とした（『日本農業新聞』（令2.7.14））。